

福井県報

第 406 号

令和 8 年
6月23日(火)

火曜日発行

— 目 次 —

告 示

- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定（336・地域福祉課）…………… 1
土地改良区の定款変更の認可（337・嶺南振興局）…………… 2

公 告

- 所在の不明な者に対する保安林の指定施業要件の変更の予定の通知（4件・森づくり課）…………… 2
政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（砂防防災課）…………… 3
政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（教育政策課）…………… 3

公安委員会告示

- 警備業法第23条第1項に基づく検定の実施（62・生活安全企画課）…………… 5
遊泳者保護区域の指定（64・地域指導課）…………… 7

告 示

福井県告示第336号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定介護機関を指定したので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和8年6月23日

福井県知事 石田 嵩人

指定介護機関番号	サービスの種類	介護機関名称	介護機関住所	申請（開設）者	指定年月日
1811914132	介護予防居宅療養管理指導	花岡医院	福井県南条郡南越前町西大道18-22	花岡医院 花岡順一	令和8年3月18日

福井県告示第337号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年6月23日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
美浜新庄土地改良区	令和8年6月9日

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月23日

福井県知事 石田 嵩人

- 所在の不明な者の氏名
久保田一枝、東泰夫
- 通知の要旨
 - 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和8年4月21日福井県告示第244号による。
- 掲示場所
福井県庁および坂井市役所

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月23日

福井県知事 石田 嵩人

- 所在の不明な者の氏名
久保岩松、久保三右エ門、久保好則、久保善左エ門、久保惣三郎、佐々木与市、佐々木和作、銅子利一、前川きく、前川正松、前田駒吉、前田政栄、松田茂右エ門、松田多

嘉三

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和8年4月28日福井県告示第257号による。

3 掲示場所

福井県庁および大野市役所

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月23日

福井県知事 石田 嵩人

1 所在の不明な者の氏名

松宮兼次郎、一瀬章史

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和8年4月28日福井県告示第258号による。

3 掲示場所

福井県庁および高浜町役場

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月23日

福井県知事 石田 嵩人

1 所在の不明な者の氏名

杉本幸太郎

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和8年4月28日福井県告示第259号による。

3 掲示場所

福井県庁およびおおい町役場

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年6月23日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
福井県河川・砂防テレメータ保守点検業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県土木部砂防防災課
福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月25日
- 4 落札者の名称および住所
株式会社マルツ電波
福井市豊島2丁目6番7号
- 5 落札金額
84,700,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和8年2月10日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月23日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達をする業務の名称および数量
特別支援学校情報通信ネットワーク環境施設更新業務 一式
 - (2) 業務内容
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおりに。
 - (3) 履行期限
令和9年3月24日
 - (4) 履行場所
福井県立盲学校他10か所
- 2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力を有すると認められる者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約当事者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約当事者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書等（以下、「申請書等」という。）または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問い合わせ先
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1

福井県教育庁教育政策課 学校施設整備グループ（福井県庁11階）

電話 0776-20-0564

- (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約当事者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては、入札説明書に定める様式）に、必要と認められる書類を添えて、次のとおり提出し、この入札に係る業務に関する福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書等の提出期間

令和8年6月23日（火）から

令和8年7月10日（金）17時00分まで（土、日曜日および休日を除く）

- (2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書等の情報が、提出期間中に、契約当事者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。申請書等の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとする。

また、紙入札によりこの入札に参加しようとする者は、提出期間中に持参または郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。

提出先は、4(1)と同様とする。

- (3) 入札参加資格の結果通知

入札参加資格確認の結果は、入札参加資格確認申請書を提出した者に対し、電子入札システムを使用して通知する。ただし、紙入札者に対しては、別途書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時および開札場所

- (1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

- (2) 入札書の提出期間

令和8年8月3日（月）8時30分から17時00分

令和8年8月4日（火）8時30分から16時00分

- (3) 開札日時

令和8年8月5日(水) 10時00分

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1 福井県教育庁教育政策課

7 入札書に記載する金額

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達役務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

4(1)と同様とする。

10 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書(当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む)作成の要否

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので、注意すること。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請の受付期間

福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問い合わせ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

(8) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出について(福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。)

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに(当日中)、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレスあて提出すること。

提出先

(e-mail) kyousei@pref.fukui.lg.jp

1.1 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required :

Renovation of network environment in prefectural needs school

(2) Date, time of bidding :

8:30 A.M.3rd August 2026 - 5:00 P.M. 3rd August 2026

8:30 A.M.4th August 2026 - 4:00 P.M. 4th August 2026

(3) Date, time of bid opening :

10:00A.M. 5th August 2026

(4) Deadline for delivery :

24th March 2027

(5) The place for delivery and contact for notice :

Education policy division, Fukui prefectural board of education, 3-17-1, Ote, Fukui city, Fukui prefecture, 910-8580, Japan.

(TEL 0776-20-0564)

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第62号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和8年6月23日

福井県公安委員会

委員長 春木 麻紀子

1 検定の区分、実施日、時間および場所

(1) 検定の区分、実施日および時間

ア 学科試験

検定の区分	実施日	実施時間
雑踏警備業務 1 級	令和 8 年 9 月 2 5 日 (金)	午前 9 時 3 0 分から 午前 1 1 時まで
雑踏警備業務 2 級		午後 2 時から 午後 3 時 3 0 分まで

イ 実技試験

検定の区分	実施日	実施時間
雑踏警備業務 1 級	令和 8 年 1 1 月 5 日 (木)	午後 1 時から 午後 5 時まで
雑踏警備業務 2 級		午前 8 時 3 0 分から 正午まで

(2) 実施場所

ア 学科試験

福井県福井市宝永 3 丁目 8 番 1 号
福井県警察本部 葵分庁舎 3 階第 3 会議室

イ 実技試験

福井県越前市余田町第 2 号 1 番地 1
福井県警察本部 交通部 運転免許課 丹南分室

2 定員

各 2 0 人

3 受検資格

(1) 雑踏警備業務 2 級

福井県内に住所を有する者または福井県内の営業所に所属する警備員

(2) 雑踏警備業務 1 級

(1)に掲げる者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 雑踏警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が 1 年以上である者

イ 福井県公安委員会が、アに掲げる者と同等以上の知識および能力を有すると認める者

4 検定試験の方法および内容

学科試験および実技試験により行う。

ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(1) 雑踏警備業務 1 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務 2 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 申請手続等

(1) 受付期間

令和 8 年 8 月 1 7 日 (月) から同年 8 月 2 6 日 (水) までの午前 9 時から午後 0 時までおよび午後 1 時から午後 4 時までの間 (日曜日、および土曜日を除く。定員になり次第受付を終了する。)

(2) 受付要領

受検希望者は、受付期間内に、下記 7 の問い合わせ先へ電話で予約を行い、受理番号を取得した後、検定申請書を提出すること。

(3) 検定申請書等の提出先

検定を受けようとする者 (以下「検定申請者」という。) の住所地または検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署 (福井市及び永平寺町の区域にあつては、福井県警察本部生活安全許認可センターへ提出)

なお、オンラインによる申請も可とするが、郵送や代理人による申請は認めない。

(4) 提出書類等

ア 検定申請書 1 通

イ 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦 3 センチメ

ートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの) 2葉

ウ 検定申請者の住所地を管轄する警察署に申請する者にあつては、その者の住所を疎明する書面 1通

エ 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に申請する者にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面 1通

オ 3(2)アに該当する者にあつては、雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の写しおよび当該合格証明書の交付を受けた後、当該業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面 各1通

カ 3(2)イに該当する者にあつては、当該疎明書面 1通

(5) 受検手数料

13,000円に相当する手数料を、納入すること。

なお、納付された受検手数料は、返還しない。

6 その他

(1) 検定受検時の携行品

ア 学科試験

- ・ 筆記用具

イ 実技試験

- ・ 筆記用具
- ・ 室内用運動靴

(2) 受検票の交付

受検票は、学科試験当日の受付時に交付する。

7 検定に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課 警備係

電話0776-22-2880(内線3192、3193)

福井県公安委員会告示第64号

福井県遊泳者の事故防止に関する条例(平成5年福井県条例第3号。以下「条例」という。)第10条第1項の規定に基づき、遊泳者保護区域を指定するので、条例第12条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年6月23日

福井県公安委員会

委員長 春木 麻紀子

1 鷹巣海水浴場

(1) 海水浴場の名称

鷹巣海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

鷹巣観光協会

会長 小玉征子

福井市浜住町1-3

内田昌樹 〃 浜住町4-23

宇野丘実子 〃 上野町9-44

林 友男 〃 和布町11-42-1

中田光子 〃 西二ツ屋町1-5

中村彰宏 〃 開発4丁目111

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする(「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および福井南警察署において一般の縦覧に供する。)

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和8年7月10日から同年8月23日まで

2 浜地海水浴場

(1) 海水浴場の名称

浜地海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

浜地浜茶屋振興会

会長 坂田あずさ

坂井市三国町浜地32-22

佐藤 肇 〃 浜地35-4

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする(「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および坂井西警察署において一般の縦覧に供する。)

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和8年7月1日から同年8月31日まで

3 三国サンセットビーチ

(1) 海水浴場の名称

三国サンセットビーチ

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

三国サンセットビーチ浜茶屋組合

組合長 竹内喜代美

坂井市三国町つつじヶ丘2-19

板本清美 〃 宿3-4-7

東野綾太 坂井市春江町中筋春日47

玉谷真三 福井市新田塚1-51-5-2

宮野恵美子 坂井市三国町宿1-12-43

高野三重 〃 宿2-7-18

道林夕美子 〃 安島59-46-8

松田七世美 〃 米ヶ脇4-4-28

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および坂井西警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和8年7月1日から同年8月31日まで

4 花城海水浴場

(1) 海水浴場の名称

花城海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

花城有限責任事業組合

現場責任者 柳本忠康

敦賀市櫛川41-3-1

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和8年7月4日から同年9月27日まで

5 水島海水浴場

(1) 海水浴場の名称

水島海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

色浜区

区長 中井健一

敦賀市色浜30-6

中川幸一 〃 浦底5-11

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和8年7月11日から同年9月6日まで

6 丹生白浜海水浴場

(1) 海水浴場の名称

丹生白浜海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

丹生区

区長 浜野利彦

三方郡美浜町丹生50-61

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和8年7月1日から同年8月31日まで

7 竹波海水浴場

(1) 海水浴場の名称

竹波海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

竹波観光協会

会長 澤田忠義

三方郡美浜町竹波19-9

竹波区

区長 伊藤善幸

三方郡美浜町竹波21-4

伊藤次郎 〃 竹波20-3

中村治正 〃 竹波19-49

土田芳春 〃 竹波19-12-8

水晶浜駐車場運営委員会

委員長 中島 浩

三方郡美浜町竹波21-2-1

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和8年7月1日から同年8月30日まで

8 水晶浜海水浴場

(1) 海水浴場の名称

水晶浜海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

竹波観光協会

会長 澤田忠義

三方郡美浜町竹波19-9

竹波区

区長 伊藤善幸

三方郡美浜町竹波21-4

伊藤修二 〃 竹波21-4

田中勝喜 〃 竹波13-9

中村裕也 〃 竹波19-51

知場晶広 敦賀市木崎12-17-1

峰 健一 〃 昭和町2丁目10-1

水晶浜駐車場運営委員会

委員長 中島 浩

三方郡美浜町竹波21-2-1

濱野吉男 〃 竹波20-2

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和8年7月1日から同年8月30日まで

9 菅浜海水浴場

(1) 海水浴場の名称

菅浜海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

菅浜区

区長 川畑成央

三方郡美浜町菅浜91-7

菅浜生活協同組合

理事長 塩野孝弘

三方郡美浜町菅浜110-7

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和8年7月1日から同年8月31日まで

10 ダイヤ浜海水浴場

(1) 海水浴場の名称

ダイヤ浜海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

菅浜区

区長 川畑成央

三方郡美浜町菅浜91-7

ダイヤ浜

支配人 花木洋未

京都市東山区本町22-510-1

藤田 悟 三方郡美浜町菅浜92-7

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和8年7月1日から同年8月31日まで

11 気比の松原海水浴場

(1) 海水浴場の名称

気比の松原海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

株式会社港都つるが観光協会

代表取締役社長 刀根荘兵衛

敦賀市神楽町1丁目1-5

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和8年7月18日から同年8月16日まで

1.2 人魚の浜海水浴場

(1) 海水浴場の名称

人魚の浜海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

小浜市

市長 杉本和範

小浜市大手町6-3

小浜地区区長会

会長 岡田純一

小浜市小浜鹿島67

伸びゆく西部をつくる会

会長 松浦 崇

小浜市小浜男山29

人魚の浜茶屋組合

代表 藤井研治

小浜市日吉79

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和8年7月18日から同年8月31日まで

1.3 犬熊海水浴場

(1) 海水浴場の名称

犬熊海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

犬熊観光協会

代表 浜本富士子

小浜市犬熊16-3

浜岸宗嗣 ♪ 犬熊16-4

西川正美 ♪ 犬熊13-8

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和8年6月28日から同年8月23日まで

1.4 矢代海水浴場

(1) 海水浴場の名称

矢代海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

矢代観光協会

会長 栗駒正一

小浜市矢代11-15

池端孫勝 ♪ 矢代4-38

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和8年7月1日から同年8月31日まで

1.5 若狭鯉川シーサイドパーク

(1) 海水浴場の名称

若狭鯉川シーサイドパーク

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

小浜市

市長 杉本和範

小浜市大手町6-3

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和8年7月17日から同年8月30日まで

16 若狭和田海水浴場

(1) 海水浴場の名称

若狭和田海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

若狭和田海浜組合

組合長 岡本真斉

大飯郡高浜町青戸1-1-102

若狭和田観光協会

会長 村宮嘉彦

大飯郡高浜町和田121-10

福井信次	〃	和田136-5-1
小幡憲仁	〃	青戸3-1-25
桜木 秀	〃	和田128-23-4
角谷有紀	〃	和田104-5-16
福井唯人	〃	和田135-4-2
大西健次郎	〃	和田111-12
大西絵美	〃	和田105-2-4
福井啓道	〃	和田122-41-4
櫻木幸穂	〃	和田127-46
山根あい子	〃	和田128-2-2
高岸康佳	〃	和田127-35-1
関 篤雄	〃	和田128-2-4
小松政春	〃	和田126-35-3
岸野一男	〃	青戸1-1-38
今井俊吾	〃	和田110-26-3
絵馬嘉則	〃	青戸1-1-57
松井 弘	〃	和田126-38
関 茂信	〃	和田128-2-4
大下裕義	〃	子生15-3

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和8年7月11日から同年8月30日まで

17 白浜海水浴場

(1) 海水浴場の名称

白浜海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

白浜海浜組合

組合長 岸本隼人

大飯郡高浜町菌部61-5

松岡明雄 〃 菌部54-28

山口仁悦 〃 紫水ヶ丘1-1-47

奥東宏美 〃 菌部51-30

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和8年7月11日から同年8月30日まで

18 鳥居浜海水浴場

(1) 海水浴場の名称

鳥居浜海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

鳥居浜海浜組合

組合長 十一家 均

大飯郡高浜町畑11-9-3-11

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和8年7月11日から同年8月30日まで

19 城山海水浴場

(1) 海水浴場の名称

城山海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

城山海浜組合

組合長 児玉久佳
大飯郡高浜町立石18-3

高浜町

町長 西嶋久勝
大飯郡高浜町宮崎86-23-2

臼井弘明 〃 宮崎72-22-7

- (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和8年7月11日から同年8月30日まで

20 若宮海水浴場

- (1) 海水浴場の名称
若宮海水浴場
- (2) 海水浴場開設者の氏名および住所
氏名 住所
若宮海浜組合
組合長 濱瀬満博

大飯郡高浜町事代1-71

高浜町

町長 西嶋久勝
大飯郡高浜町宮崎86-23-2

林 幸二 〃 畑11-15-4

- (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和8年7月11日から同年8月23日まで

21 はまなすパーク海水浴場

- (1) 海水浴場の名称
はまなすパーク海水浴場
- (2) 海水浴場開設者の氏名および住所
氏名 住所
はまなすパーク管理組合
組合長 笹部尚樹

大飯郡高浜町東三松50-30-1

一瀬 徹 〃 東三松17-15

- (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和8年7月11日から同年8月23日まで

22 えびす浜パーク海水浴場

- (1) 海水浴場の名称
えびす浜パーク海水浴場
- (2) 海水浴場開設者の氏名および住所
氏名 住所
えびす浜パーク管理組合
組合長 田中一弘

大飯郡高浜町西三松2-1

- (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和8年7月11日から同年8月23日まで

23 阿納海水浴場

- (1) 海水浴場の名称
阿納海水浴場
- (2) 海水浴場開設者の氏名および住所
氏名 住所
阿納観光協会
代表 河原正和

小浜市阿納11-8

- (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和8年7月16日から同年8月26日まで

24 西小川海水浴場

(1) 海水浴場の名称

西小川海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

西小川観光協会

代表 川代宣行

小浜市西小川9-23

瀬戸清太郎 〃 西小川9-21

角谷幸夫 〃 西小川9-22

中島一男 〃 西小川9-23

中山隆弘 〃 西小川6-2

仲村 工 〃 西小川9-9

村上美良 〃 西小川9-7

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和8年7月3日から同年8月30日まで

2.5 志積海水浴場

(1) 海水浴場の名称

志積海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

志積観光協会

会長 西川 徹

小浜市志積15-6

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和8年7月1日から同年8月31日まで

